

平成28年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成28年2月19日

議 案 目 次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について……………	1
議案第 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	3
議案第 3 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	8
議案第 4 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議案第 5 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例の制定について……………	16
議案第 6 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第 7 号	平成 27 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 8 号	平成 28 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第 9 号	平成 28 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について
埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月19日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づいて、地方公共団体に置く附属機関に関し必要な事項を定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議 案 第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月19日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例において、所要の改正を行うため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条第3項中「第19条及び」を削る。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第19条を次のように改める。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第20条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「該当する決定」を「該当する裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を

「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第25条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第27条及び第28条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第30条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「委員がした不服申立て」を「委員がした審査請求」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第31条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正）

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第27条第3項中「第45条及び」を削る。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第45条を次のように改める。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第46条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、

「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第47条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第48条第2項第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第49条第2項中「第45条」を「第46条第1項」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第50条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第51条及び第52条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第54条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「委員がした不服申立て」を「委員がした審査請求」に、「行政不服審査法による不服申立

て」を「審査請求」に改める。

第55条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議 案 第 3 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月19日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例において、所要の改正を行うため、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年広域連合条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の退職管理の状況

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

第3条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第4条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議 案 第 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月19日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

被用者年金一元化法により地方公務員等共済組合法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88

	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.8
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.8
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9

附則第8条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第8条の

規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とす

るものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

議 案 第 5 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例の制定に
ついて

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例を別紙のとおり制定
する。

平成28年2月19日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第
38条第6項等の規定に基づき、審査請求人等が納める手数料に関し必要な事項を定
めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項又は法第81条第3項において準用する法第78条第4項の規定に基づき、審査請求人等が納める手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者は、次の表に定める額の手数料を納めなければならない。

種類	写しの作成の方法		金額	
文書	複写機により用紙に複写したもの	単色刷り	1枚につき	10円
		多色刷り	1枚につき	100円
電磁的記録	用紙に出力したもの（単色刷り）		1枚につき	10円
備考				
1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。				
2 文書の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。				

2 前項の手数料は、交付を受けるときまでに納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議 案 第 6 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月19日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

平成28年度及び平成29年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、「0.0829」を「0.0834」に改める。

第10条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、「42,440円」を「42,070円」に改める。

第14条第1項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。